



町民と議会を結ぶ広報誌

新富町

2018年3月

100

議会だより

町民と議会を結んで26年

3月定例議会

- P3 一般会計予算は骨格予算で編成
- P4 今年度より県が国保運営の中心に
- P4 第7期介護保険事業計画で保険料アップ



富田小学校の新入生



櫻井 盛生 議長

議会だより 時を経て

第100号発刊

議会だよりは平成4年4月の初号から26年経ち、今年4月で100号の記念誌の発刊となり、時の経過や積み重ねることの重みを感じているところです。

その頃の議員定数は20名、その後、地方財政の事情等もあり18名になり、平成19年度には現在の14名に定数を削減してまいりました。また町民の代表として、町民に見える

活動をとの思いから、平成26年4月には、議会の活性化を推進し、町民の負託に的確に応えるため「新富町議会基本条例」を制定致しました。中でも議会報告会については、条例制定前から年一回開催に取り組んでおり、今年1月には第8回目を数え、町民の身近な問題についての問題把握に努めてまいりました。現在は人口減少と高齢化社会を迎えており、地方創生も急務となっておりますが、いずれも重要課題として認識しているところです。今後とも議会活動を充実させ町民の期待に応え、その内容を議会誌にて分かり易くお届けするよう議員一同心新たに決意するところとす。



小嶋 崇嗣 町長

町議会だより

100号

発刊記念誌祝辞

新富町議会だより100号記念誌の発刊を心からお祝い申し上げますとともに、記念誌の発刊の編集に携わり、ご尽力された関係者の皆様の努力に心から敬意を表します。私も議員時代、「議会だより」に携わる機会がありました。今回町長就任と100号記念誌発刊と同時期となり極めて感慨深いものがあります。議員の皆様におかれまし

ては、平成4年4月の初号からこれまで、町民の幸せを願い、福祉の充実、町の活性化のためにこの「議会だより」を議会と町民のパイプ役として発刊され、様々な歴史を刻みながら、開かれた議会への発展へ向けて努力されてきたことと思います。現在においても人口減少、子育て支援など多くの課題を抱えています。これまで以上に新富町民の皆様のためにも「議会だより」を通じ、議会活動等の内容を発信していただきたいと思います。最後に、新富町議会の更なる発展と議員各位のご健勝、町民の皆様のご多幸を心から祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

平成30年度当初予算

平成30年度一般会計予算は、骨格予算として編成されており、普通建設事業等の減により対前年度16.9%減14億6707万9千円減で、歳入歳出それぞれ72億3400万円となりました。

います。公債費は平成29年度中に行った町債の借り換え等により前年度比3.3%減です。投資的経費は、防衛省等の補助事業費を計上していないため対前年度比90.7%減の1億1025万5千円です。

歳入

町税は町民税の増により前年度対比0.9%増、地方消費税交付金は平成29年度の交付額から対前年比18.5%増、地方交付税は、普通交付税を減額、対前年度比3.9%減です。

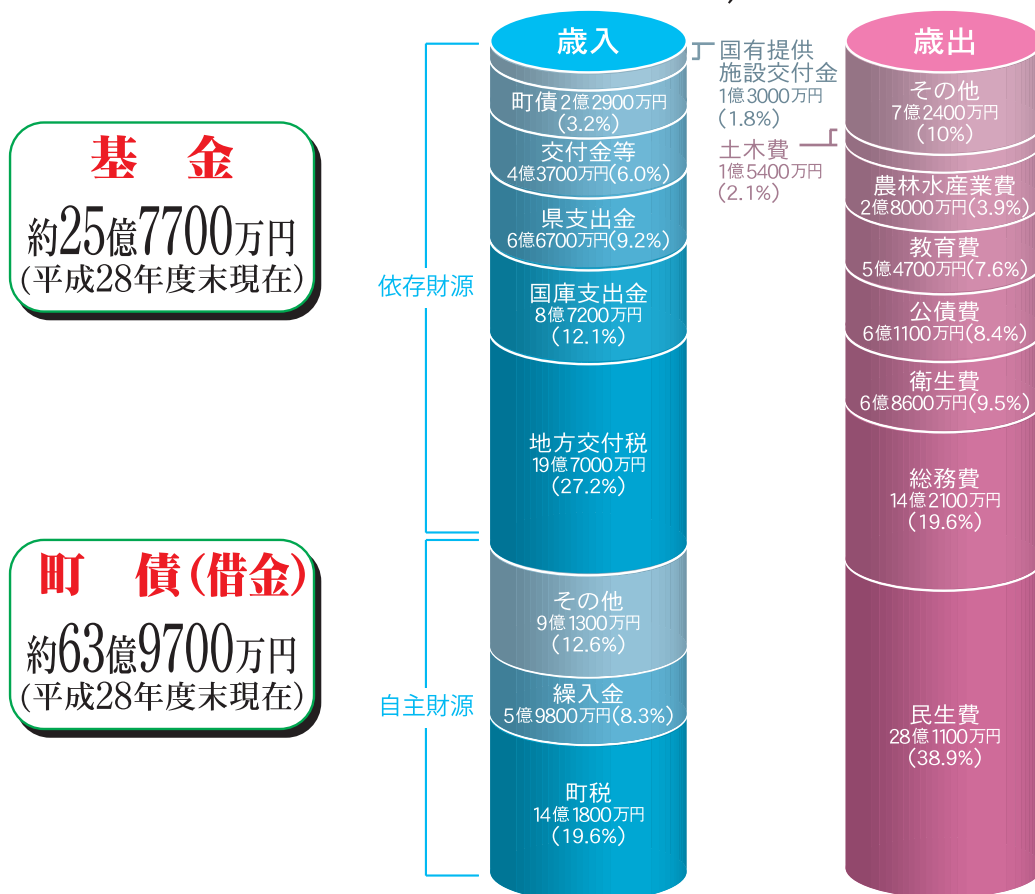
主な意見・要望

地方交付税、国有提供施設等所在市町村助成交付金の減額への対策はないのか。
総務費は、今後のまちづくり事業の進め方について、民生費は保育士の処遇改善等について、農林水産業費は新田西地区圃場整備の進捗状況や猿ヶ瀬排水路の今後の計画について、教育費は、新富町総合交流センターの利用と運営状況等についての意見・要望がありました。

歳出

扶助費は、臨時福祉給付金が終了したことにより対前年度比2.9%減となりましたが、歳出の25.5%を占めています。

一般会計 前年度比 16.9% 減
72億3,400万円



国保会計

県も保険者の一員となり、国保運営の中心的役割を担うこととなりました。

平成30年度の予算は、前年度比27・2%減の20億2525万7千円です。

歳出のほとんどを占める保険給付費と納付金は、県が算定した見込み額を計上。歳入では、保険税が県の算定した額を参考に調整した結果、前年度比34%の大幅減となっています。また、医療に必要な費用の全額を県が交付する保険給付費等交付金、繰入金等を計上しています。

制度の変更により、保険税の総額は当初予算でほぼ確定することになり、保険税は平成29年度と比較すると大幅な減が見込まれます。

委員会では、制度変更の内容について議論が集中し、今回の保険税の大幅引き下げの見通しが制度変更に伴うもので、今後の動向を注視していく必要があること、平成31年度以降に保険税の急激な変更が生じないよう留意すること等の意見が出ました。

本委員会では今回の予算が町民の「高い国保税は引き下げてほしい」という声に応えたものと評価します。

療養給付費負担金は診療報酬改定の影響等で、前年度比4・5%の減です。

歳入は、被保険者が増加したため、保険料が前年度比4・1%の増となり、そのほか繰入金等を計上しています。

委員会では「年齢で差別する制度は問題があるのではないか」との意見もありました。

平成30年度の予算は、第7期介護保険事業計画に沿った予算編成となっており、前年度比2・5%減の15億732万8千円です。

後期高齢

歳出は、保険給付費が前年度比2・3%減、地域支援事業が地域包括支援センターの体制強化、在宅医療・介護

により、対前年度比2・5%の増です。

歳入は、保険料の負担割合増や介護報酬プラス改定の影響などにより、増額計上です。

また、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、繰越金はそれぞれ減額計上です。

委員会では第7期介護保険事業計画について議論が集中し、保険料の引き上げの根拠、消費税の引き上げや介護職員の処遇改善等の動きも含め説明を受け、議論を深めました。

少数意見として「高齢者の生活実態をみると保険料の引き上げは認められない」との意見もありました。

介護会計

業務の予定量を給水戸数5671戸、年間総給水量152万5千立方メートルとし、収益的収入及び支出の予定額は収入総額3億1322万円、支出総額3億811万5千円です。

支出の主なものは、浄水場・配水池などの修繕費、動力費、企業債支払利息、消費税、退職給付引当金繰入金

等です。

水道会計



町内で初めて行われた認知症ネットワーク訓練

等です。

資本的収入及び支出の予定額は、収入総額8千円、支出総額477万2千円です。

支出の主なものは、配水管布設替工事等で、不足する4476万4千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填します。

委員会では、平成32年までに10年間の経営戦略を策定し、その後に料金等の検討を行うことの説明を受けました。



畜産・酪農収益力強化整備等
特別対策事業で整備された牛舎

西都児湯情報
公開・個人情報
保護審査会
特別予算

補正予算

一般会計

平成30年度予算は、各市町村負担金及び一般会計繰入金の歳入をもって、審査会の事務費の歳出に充て、歳入歳出それぞれ14万1千円にするものです。

今回の補正は第8回で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2587万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ107億4248万9千円にするものです。

歳入の主なものは、軽自動車税、地方消費税交付金を計上。国庫支出金及び県支

出金は額の確定等に伴う増減調整を、繰入金及び町債は額の確定等に伴う減額調整、繰越金では前年度繰越金を計上するものです。

歳出の主なものは、総務費では基金積立金を計上。

民生費は私立保育園施設型給付費を計上。

農林水産業費では、経営体育成支援事業補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を計上するものです。

委員会の主な意見、総務費では区長研修の現状等について、農林水産業費では畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の内容について、商工費では新富町商工業振興補助金の補助効果の調査等について、公債費では公債費の返還方法についての質問・意見等がありました。

国保会計

今回の補正は第4回で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億925万6千円を減額し、予算の総額を27億1582万9千円にするものです。

歳出は、医療費の見込みから一般被保険者の療養給付費及び共同事業拠出金を減額したほか基金積立金を計上するものです。

歳入は、国民健康保険税、交付額確定に伴う国、県支出金や繰越金等を増減調整するものです。

今回の減額補正は、様々な努力の結果、医療費が予想より少なくなった為です。

後期高齢

今回の補正は、第2回で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1549万9千円を減額し、予算の総額を3億8495万9千円にしようとするものです。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金等を減額、過年度保険料還付金等を計上し、歳入では、一般会計繰入金等を減額、諸収入で広域連合交付金を計上するものです。

介護会計

今回の補正は第4回で、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算の保険給付費と地域支援事業費の過不足額の調整を行うものです。

水道会計

今回の補正は第4回で、予算第3条に定めた収益的収入の営業収益400万円を減額、営業外収益222万7千円を減額し、総額を3億1236万9千円にするものです。同じく収益的支出の営業費用として785万4千円を減額し、総額を3億605万2千円にするものです。

内容は水道使用量減少による給水収益減額と修繕費及び減価償却費の確定による調整です。

委員会は、将来の水道料金に大幅な改定が生じないよう健全な水道事業の維持に努めて欲しいとの意見がありました。

条例

制定・改正

◎新富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村へ移譲され、現行制度でも可能であった事業所の指導・監査の実施に加え、勧告や命令といった権限も移譲されることから、市町村における人員等に関する基準等を定める

必要が生じたため、条例を定めるものです。委員会は権限移譲に伴う、事務量の増大については、十分な配慮を求めました。

◎新富町長の内部組織設置及びその分掌事務に関する条例の一部改正について

平成30年度から介護保険料の徴収事務を追加するため、条例の一部を改正しようとするもので、収納業務一元化の目的や効果について説明を受けました。



収納業務の一元化

◎新富町国民健康保険税条例の一部改正について

制度の変更に伴い、条例中の保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額それぞれの課税額に関する定義等について改正するものです。

◎新富町国民健康保険条例の一部改正について

平成30年度から国民健康保険運営の中心的役割を都道府県が担うため、所要の改正を行うものです。

◎新富町介護保険条例の一部改正について

第7期介護保険事業計画が平成30年度から開始されることから、今後3年間の介護サービス量の見込みに合わせて第1号被保険者の保険料基準額の改定を

行うとともに所要の改正をするものです。第1号被保険者の保険料は、第6期介護保険料と比較して5・9%の引き上げとなりました。

◎「新富町指定介護予

防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

「法」改正に伴う、「共生型サービス」の創設に伴い、連携に務める機関として障害福祉制度の相談機関を追加し、また、適切なケアマネジメントの推進等によりケアマネジメントの手法の標準化に向けた取り組み、医療との連携等に関する基準について所要の改正を行うものです。

新富町
第8期 高齢者保健福祉計画
第7期 介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)
(2018年度～2020年度)



平成30年3月
新富町

平成30年度から開始される
第7期介護保険事業計画

◎新富町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

「法」改正に伴い、国保の住所地特例者が75歳到達等で後期高齢者医療制度に加入する場合、引き続き住所地特例が受けられるようにするものです。

◎新富町都市公園条例の一部改正について

新富町都市公園条例に公募設置管理制度の創設等の条文を追加するものです。

◎新富町道の路線認定及び廃止について

国道10号新富バイパス大洲地区完成に伴い、国から町への管理移管により大洲1号線、2号線の認定と大洲中須線の起点の変更に伴う廃止と再認定をするものです。